

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年 月

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和4年1月7日	広島県知事（般－28）第 36006 号	(有)ミサキ工業	下岡 信太郎	広島県広島市安佐南区 長楽寺2-24-6	一部廃業	解
令和4年1月7日	広島県知事（般－30）第 38962 号	(株)GT	中畑 秀二	広島県広島市中区 白島北町10-18	一部廃業	電
令和4年1月13日	広島県知事（般－2）第 9928 号	(株)有馬労働衛生コンサルタント事務所	奥田 和宏	広島県広島市南区 青崎1-16-30	一部廃業	機
令和4年1月13日	広島県知事（般－2）第 35380 号	(株)寿建設	森川 悠子	広島県広島市安佐北区 口田南8-21-17	一部廃業	土、舗、しゅ、水、解
令和4年1月13日	広島県知事（般－28）第 33793 号	(株)テラセキ	寺岡 伸二	広島県広島市安佐北区 可部南4-6-28	一部廃業	園
令和4年1月21日	広島県知事（特－28）第 36424 号	新日本サービス(株)	砂原 八州	広島県広島市佐伯区 千同2-9-17	一部廃業	土、屋、夕、鋼
令和4年1月27日	広島県知事（般－1）第 19628 号	(株)寺尾園芸土木	寺尾 郁哉	広島県広島市佐伯区 五日市町大字美鈴園40-6	一部廃業	解
令和4年1月27日	広島県知事（般－1）第 37144 号	(株)ホットライン	三上 昇	広島県広島市西区 井口5-13-5	全部廃業	許可に係る全ての建設業

「土」土木工事業、「建」建築工事業、「大」大工工事業、「左」左官工事業、「と」とび・土工工事業、「石」石工事業、「屋」屋根工事業、「電」電気工事業、「管」管工事業、「タ」タイル・れんが・ブロック工事業、「鋼」鋼構造物工事業、「筋」鉄筋工事業、「舗」舗装工事業、「しゅ」しゅんせつ工事業、「板」板金工事業、「ガ」ガラス工事業、「塗」塗装工事業、「防」防水工事業、「内」内装仕上工事業、「機」機械器具設置工事業、「絶」熱絶縁工事業、「通」電気通信工事業、「園」造園工事業、「井」さく井工事業、「具」建具工事業、「水」水道施設工事業、「消」消防施設工事業、「清」清掃施設工事業、「解」解体工事業